Grant Thornton

An instinct for growth™

失業保険および健康保険の納付義務に関する2015年1月1日からの重要な変更点

28 November 2014

職業法 No. 38/2013/QH13
失業保険の納付義務に関する変更点

2015年1月1日から、職業法 38/2013/QH13 が施行され、社会保険法 No. 71/2006/QH11 の失業保険に関する従来の規定は失効します.

以下のような留意すべき事項があります

1. 使用者側:

- 失業保険に加入する雇用者は以下の通りです.
  - 国家機関、公立事業機関、人民軍機関.
  - 政治組織、政治社会組織、政治社会職業組織、社会組織、社会職業組織.
  - ベトナムの領土上で活動する外国の機関・組織、国際組織.
  - 勤務契約または労働契約に基づいて労働者を雇用または使用する企業、合作社、世帯、個人事業主、合作組、その他組織、および、個人.
- 使用者は、労働契約または勤務契約の発効日から30日以内に、社会保険機関において労働者のための失業保険に加入しなければなりません.
- 毎月、使用者は、会社負担分の失業保険料と給与から控除した労働者負担分の保険料を一緒に失業保険基金へ納付します.
- 使用者は、失業保険に加入している労働者全体の**1ヵ月分の給与額の**1%を納付します.

2. 労働者側:

- 以下の労働契約または勤務契約に基づいて働く労働者は、失業保険に加入する必要があります.
  - 無期限の労働契約または勤務契約.
  - 期限付き労働契約または勤務契約.
  - 3か月以上12か月未満の期限での季節労働契約または個別業務労働契約.

  複数の労働契約を締結して履行している労働者の場合、労働者および、一番最初の労働契約を締結した使用者が失業保険に加入する義務を負います.
- 労働者は、**1ヶ月分の給与額の**1%を納付します.

© 2014 Grant Thornton (Vietnam) Limited. All rights reserved.

Grant Thornton | An instinct for growth™

職業法 No. 38/2013/QH13
失業保険の納付義務に関する変更点

失業保険料の計算根拠となる給与額:

- 使用者が決定する給与制度に基づいて失業保険料を納付する労働者の場合、失業保険料納付対象となる1ヶ月分の給与は、社会保険法の規定に基づいて実施される法定社会保険納付の基礎となる給与です.
- 失業保険料の納付対象となる1か月分の給与額が地域別最低賃金額の20倍超の場合、失業保険料納付の計算根拠となる1ヶ月分の給与額は、失業保険料納付時点での労働法の規定による地域別最低賃金額の20倍になります.

失業保険給付額:

月次の失業保険給付額は、失業前の直近6ヶ月間の**失業保険料計算根拠となった給与額平均の60%**です。但し、使用者が決定する給与制度に基づいて失業保険料を納付する労働者の場合、労働契約または勤務契約の解消時点での労働法の規定による**地域別最低賃金額の5倍を上限**とします.

失業保険給付を受ける期間:

失業保険給付を受ける期間は、失業保険料の納付月数に依り計算されます。12か月以上36か月以下の期間の納付に対して3ヶ月の失業保険給付を受け、更に、納付期間が12ヶ月増える毎に1ヶ月の失業保険給付が追加されます。但し、合計で12か月の給付が上限になります.

失業保険給付の受給開始は、不備の無い失業保険給付申請書類を提出した日から16日目になります.

留意事項:労働契約または勤務契約を違法な形で一方的に解消した労働者は、失業保険給付を受けることができません.

失業保険給付受給者の求職状況に関する通知:

- 毎月、労働者は、失業保険給付を受給している場所の職業サービスセンターに対して、求職状況に関する通知を直接行う必要があります。但し、以下の場合を除きます.
  - 労働者が、疾病、出産、事故の場合で、権限を持つ医療機関による確認書がある場合.
  - 不可抗力による場合.
- 失業保険給付の受給者が、月次の求職状況に関する通知を怠る場合、給付が一時的に停止されます.

近々に職業法の施行細則が政府から発行される見込みです。これら政令については、随時、ご案内申し上げたく存じます.

© 2014 Grant Thornton (Vietnam) Limited. All rights reserved.

Grant Thornton | An instinct for growth™

健康保険法の一部改正
健康保険の納付義務に関する変更点

2015年1月1日から、健康保険法の一部改正法 **No. 46/2014/QH13** が施行されます.

2014年11月15日付けで、政府は、健康保険法の一部施行細則となる政令 **Decree No. 105/2014/ND-CP** (“Decree 105”) を発行しました。Decree 105 は、**2015年1月1日**から発効します.

一部改正法において留意すべき変更点は以下の通りです.

無期限の労働契約または3ヶ月以上の期限付き労働契約に基づいて働く労働者、給与払いを受ける企業管理者としての労働者、上級公務員・公務員職員・公立機関職員に対する健康保険料の最大保険料率は月給与額の6%で、内訳は以下の通りです.

- 労働者: 2%
- 使用者: 4%.

しかしながら、**Decree 105** では、上記対象者に対する健康保険料率を、労働者の月給与額の4.5%、**その内訳を労働者負担分が1.5%、使用者負担分が3%のままにしています**。

© 2014 Grant Thornton (Vietnam) Limited. All rights reserved.

Grant Thornton | An instinct for growth™

Contacts

この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

Newletter のダウンロード
下記サイトへアクセス下さい。
www.gt.com.vn

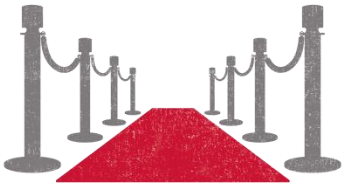

Hanoi Office
18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet
Cau Giay District, Hanoi
Vietnam
T + 84 4 3850 1686
F + 84 4 3850 1688

Hoang Khoi
Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du
Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)
Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long
Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Kieu Hoai Nam
Tax Senior Manager
D +84 4 3850 1681
E Nam.Kieu@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office
28th Floor, Saigon Trade Center
37 Ton Duc Thang Street
District 1, Ho Chi Minh City
Vietnam
T + 84 8 3910 9100
F + 84 8 3914 3748

Nguyen Hung Du
Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan
Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)
Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

安永 梢 (Kozue Yasunaga)
Senior Manager - Japanese Desk
D +84 8 3910 9260
E Kozue.Yasunaga@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van
Tax Senior Manager
M +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

Nguyen Bao Thai
Tax Senior Manager
M +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com

© 2014 Grant Thornton (Vietnam) Limited. All rights reserved.

Grant Thornton (Vietnam) Limited is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.

Grant Thornton | An instinct for growth™

Questions & feedback

© 2014 Grant Thornton (Vietnam) Limited. All rights reserved.